

松阪市と株式会社第三銀行との地域活性化に関する連携協定

松阪市（以下「甲」という。）と株式会社第三銀行（以下「乙」という。）は、相互に連携しながら松阪市の地域社会の発展と経済の活性化及び市民サービスの向上に資する活動を協働により推進することを目的に、次のとおり地域活性化に関する連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、相互に緊密に連携しながら双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、松阪市の地域社会の発展と地域経済の活性化、及び市民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携協力内容）

第2条 前条の目的を達成するため、それぞれ法令の範囲内で次の事項について連携協力する。

- （1） 地域社会の発展に関すること
- （2） 地域の安全・安心に関すること
- （3） 地域のPR、情報発信に関すること
- （4） まちの魅力向上に関すること
- （5） その他地方創生の推進に関すること

2 甲及び乙は、前項各号にかかる取組について、効果的かつ具体的に進めるため、必要に応じて協議を行うこととする。

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の3ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも協定終了の申し入れを行わないときは、更に1年延長されるものとし、以降も同様とする。

（信義誠実の尊重）

第4条 甲及び乙は、相互に協力し、誠実に本協定内容を履行するものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく活動に関し、相手方から知りえた秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務が課せられていることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（雑則）

第6条 本協定に定めるもののほか、連携実施に関し、必要な事項及び疑義が生じた事項については、甲乙双方がその都度協議して決める。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

平成30年1月16日

甲

三重県松阪市殿町1340番地1

松阪市  
松阪市長

竹上真人

乙

三重県松阪市京町510番地

株式会社 第三銀行  
取締役頭取

若岡弘